

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定の申請 (旧措置入所者を含む。)	
根拠法令・条項	介護保険法第51条の3、第61条の3 介護保険法施行法第13条 介護保険法施行規則第83条の5、第97条の3、第172条の2 堺市介護保険施行規則第43条の2、第66条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>堺市は、要介護（要支援）被保険者が指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービスを受けたときは、食費及び居住費（滞在費）について、補足給付として特定入所者介護（予防）サービス費を支給する。</p> <p>特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象となる者は、堺市の認定を受けているものとする。</p> <p>上記の認定を受けようとする被保険者は、「堺市介護保険負担限度額認定申請書」に必要事項を記載し、必要書類を添付して申請しなければならない。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申請があったときは、申請の結果を「堺市介護保険負担限度額認定、利用者負担額減額・免除認定決定通知書」により通知する。また、申請に基づき認定を行ったときは、「介護保険負担限度額認定証」を、有効期限を定めて当該申請者に交付する。</p> <p>審査基準は、上記根拠法令・条項に具体的に記載している。概要は、別紙のとおりである。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日（新規認定の場合） 60日（更新認定の場合）
	標準処理期間を設定できない理由	

特定入所者の負担限度額について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所又は短期入所する場合及び地域密着型介護老人福祉施設に入所する場合の居住費（滞在費）・食費は、本人負担が原則ですが、低所得の方については、居住費（滞在費）・食費の負担軽減を行っています。

負担限度額は、下表のとおりであり、下表の額までの負担となります。

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	高齢福祉年金受給者の方 前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
3-①	市民税世帯全員が非課税 前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 【1,300円】

※（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※申請した月から適用となります。

※非課税年金とは障害年金、遺族年金等です。

軽減の対象外となる場合は、次のとおりです。

- ・ 預貯金等が上の表のとおり一定額を超える場合は、支給の対象外となります。
- ・ 同一世帯でない配偶者（事実婚も含む。）が市民税を課税されている場合

（注意）

- ・ 申請にあたっては、本人及び配偶者の預貯金通帳等のコピー及び金融機関への照会に対する同意書を提出していただく必要があります。
- ・ 偽りその他の不正行為により軽減を受けると、軽減額の返還に加えて最大で軽減額の2倍の加算金が課される場合があります。